

## 笠置町監査委員告示第 6 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 2 年 10 月 30 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄  
同 西岡 良祐

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

### 記

#### 1. 監査を実施した日時等

日 時	令和 2 年 10 月 15 日 (木) 午前 9 時 3 分から午後 0 時 15 分
場 所	笠置町役場 2 階 議員控室
監 査 対 象	国民健康保険特別会計
收受資料等	①笠置町国民健康保険税の税率等の変更について ②京都地方税機構との連携 (監査終了後收受)

#### 2. 監査内容

平成 30 年度より、京都府が府内団体における国民健康保険制度の財政運営責任主体となっているが、制度変更から 2 年を経過した現在において、そのことによってどのような業務の適正化や効率化が図られたものであるのか、被保険者に対してどのような利点が生じたのか、その効果・検証を含め当該特別会計を監査対象としたものである。

また、保険制度として診療報酬の支払いだけでなく、保険加入者の健康対策や医療費抑制対策事業の現状や今後の計画を聴取することとした。

そして、一般会計における監査でも度々取り上げている税の徴収及び補助金申請についても書面審査並びに担当職員からの意見徴収によって、笠置町における国民健康保険特別会計の現状と課題点などを審査・洗い出すことを目的として監査を設定した。

### 3. 監査結果

#### 【国民健康保険制度変更後の現状】

国民健康保険は国民皆保険を支える重要な医療保険制度であるが、一方で保険加入者の特徴として一般的に低所得者が多く加入されている傾向がある。そのため、医療制度であるがために、保険加入者から徴収した税及び料によって国民健康保険制度が支えられているが、その財政状況は従前より厳しいものとなっている。そのため、京都府として国民皆保険制度の将来にわたる存続を目的に、各市町村と共に国民健康保険の運営を担うこととされた。

京都府によって広域化が図られたものの、現在、その保険税率は統一化されておらず、各市町村独自の税率を用いている。用いられている税率は3年単位で見直しが図られており、次回は令和3年度より新税率が適用されることとなっているが、保険税率の統一化に対しては地域ごとの医療格差の問題などがあり、そこまで踏み込めていない状況にあると伺った。保険税率の変化は広域化となった平成30年度に、京都府から示された国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を参考に、笠置町の国民健康保険税率の医療保険分が下がっており、所得割が6.5%から4%に、資産割が40%から20%に、均等割・平等割が2万3,000円から2万円にそれぞれ引き下げられている反面、介護保険分、後期高齢者支援金分は引き上げられている。

一方で広域化によってもたらされた制度の1例として、薬手帳による処方された薬の重複が防げるようになっている。具体的には、複数個所の病院受診で重複して受け取っている処方薬の把握が可能となり、医療費抑制に繋がる京都府による体制づくりの成果が表れている。

#### 【健康対策事業などの現状と課題】

健康対策事業として実施しているのは、全住民を対象としたノルディックウォークやヘルスアップ事業に加え、被保険者を対象とした特定健診事業と人間

ドック事業を現在行っている。ただし、働き世代の健康対策が十分でないことや、健診を受診したにもかかわらず、その後の継続した健康相談に繋がっていないことが課題とされている。

これらのことを踏まえ、来年度において未受診者対策や糖尿病重症化予防対策事業を予算化し、保健師と相談した中で連携を図れるよう体制を整えたいとの考えであった。

笠置町における国民健康保険加入者の1人当たりの医療費は府内でも高い状態にあって、被保険者に対して健康維持・健康回復事業を講じることは医療費の抑制は勿論のこと、そもそもの保険制度の目的であると考えられるため、また、介護保険制度や後期高齢者医療制度にも密接に繋がることから、笠置町に適した充実した健康対策事業を構築されるようお願いしたい。

#### 【国民健康保険税の減免と短期被保険者証の発行】

現在の国民健康保険税の徴収は、町職員による現年度分の徴収に加え、滞納分については京都地方税機構へ徴収業務を移管され滞納処理がなされている。令和元年度の決算審査でも述べているが、その徴収率は年々、少しずつではあるが改善されてきていることは大変好ましいことである。その一方で、その税の減免や長期滞納者に対する短期被保険者証の発行について本監査で伺っている。

笠置町における国民健康保険税の減免は、所得による判定のものと新型コロナウイルス感染症対策によって収入が減少した者に対して適用されている。所得判定による減免対象者は、令和元年10月20日現在で7割軽減が101名、5割軽減が75名、2割軽減が50名となっており、笠置町国民健康保険加入者全体の59%がその対象となっている。所得判定による減免者が多いことから、前述した国民健康保険加入者の所得が一般的に低い傾向にあることが、わが町にも言えることがここで判断できる。なお、昨今の新型コロナウイルス感染症対策によって収入状況が悪化したことを理由に減免されているものは監査時点で3名が決定しているとのことであった。

次に短期被保険者証についてである。

国民健康保険の短期被保険者証は、国民健康保険税の滞納者に対して発行されるもので、一般的な被保険者証と異なり、その保険証の有効期限を短く設定

されているものである。

短期被保険者証の発行条件やその対応については、被保険者の納税意欲への影響が懸念されるため、ここで具体・詳細は述べないが、笠置町国民健康保険短期被保険者証交付要綱（以下「要綱」という。）にその対象者などの詳細がまとめられており、本報告書においてはこの部分についてのみ意見を付したい。

国民皆保険制度の下、国民はいずれかの保険制度に加入することとなっており、すなわちそれは全国民の医療受診制度を確立させているものであって、等しく医療を受けられることとしている。その中で短期被保険者証は、保険税を生活困窮のために滞納している者であっても医療受診できるよう取った苦肉の策であったに違いない。しかしながら、当町において、例えば要綱第2条では短期被保険者証を発行する対象者を以下のとおり定義している。

（対象者）

第2条 特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している者で、次のいずれかに該当する者を「対象者」とする。

- (1) 納付相談及び納付指導に応じようとししない者
- (2) 納付相談及び納付指導の結果、所得に十分な負担能力を有すると認められるにもかかわらず、納税意識の希薄な者
- (3) 早期完納に向けた納税誓約(分割納付申請)書に基づく支払い方法に対し、誠意をもって履行しようとししない者
- (4) 前各号に類する事由がある者

ここで「特別な事情がないにもかかわらず」との表記があるが、そもそもこの定義では国民健康保険税の担税能力がある滞納者であっても、短期被保険者証を使って国民健康保険制度を利用できることを明文化しているように解釈できないであろうか。この部分の表現を含めて、短期被保険者証の交付に際しては毅然とした基準を設け、この要綱の見直し等を図る必要がある。昨今のコロナ禍における厳しい経済情勢の下、被保険者への税の公平で適正な負担を求めているのであれば、猶更早急に改正されたい。

#### 【国庫・府補助金申請業務審査】

国民健康保険特別会計においても数種類の補助金申請を行っている。今回はその中でも特に金額の大きい府補助金である保険給付費等に対して交付される

普通交付金について書類審査を行った。

この補助金は昨年度の実績による概算数値で計算され、該当年度の12月頃に交付申請書を提出し交付決定があるもので、その後、交付されるべき金額の確定によって変更申請書の提出後、すぐさま実績報告書の提出という流れとなっている。提出に際しては京都府による事前ヒアリングを受けた後に、調整済みの電子データによって提出される。また、変更申請時に交付金額に差額があった場合については次年度に持ち越すのではなく、年度内に精算される業務フローとなっている。

この提出書類の打ち出し書面を確認したが、あまりにも膨大な量のデータによって構成されており、そのデータ量故にここでも主担当のみが把握している状況にあった。以前の監査指摘事項になるが、担当者以外の例えば副担当者もその内容を把握することとしてはどうだろうかと思っている。職員体制が小人数で職員1人1人が受け持つ業務量の多さがあることも我々監査委員として十分理解しているが、内容を理解している者が複数人いることで日常業務のヒューマンエラーを無くすことが出来るようになるのではないだろうか。今回のこの提出書面の審査において業務ミスが発覚したものではないが、業務ミスが起らないような創意工夫・組織体制の改善を望むこととして本報告書にも意見を記しておきたい。

以上